

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

酪農がん共済制度(団体総合生活保険)にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。
必ず最後までお読みください。

[マークのご説明]



ご加入いただく保険の特に重要な情報です。



お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。

I ご加入時にご確認いただきたいこと

ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1 保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)

ご加入の保険契約の保険期間および責任開始日時については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

2 掛金(保険料)※の払込方法等

※掛金には保険料が含まれます。以下掛金と記載します。

●掛金の払込方法について

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

●掛金の一括払込みが必要な場合について

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

②退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

③ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、掛金の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者である団体を経て掛金を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、掛金を払込みいただけない場合には、ご契約のうちそのご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、そのご加入者の加入部分*1を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

※がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください。内容につきましては、後記 8 告知義務・通知義務等をご確認ください。

*1 そのご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更掛金を払込みいただけない場合、変更掛金を払込みいただけない方および補償だけでなく、従来よりご加入の掛金を払込みいただいていた方および補償も含まれます)。

3 保険金額等の設定について

この保険での保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額の増額等はできません*1。あらかじめご了承ください。*1 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。

4 保険金受取人について

本制度の保険金受取人は被保険者本人とさせていただきます。

5 他の保険契約等がある場合

他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご加入の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご加入の際に必ず加入依頼書等に記載してください。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

6 掛金

掛金はご加入いただくタイプ等によって決定されます。掛金については、パンフレット等をご確認ください。

7 補償の内容

“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

8 告知義務

加入依頼書に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります)。

●告知事項一覧

告知事項・通知事項は、お引受けする補償ごとに異なります。下表をご確認ください(項目名は異なることがあります)。正しく告知・通知いただけない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

項目	生年月日	性別	健康状態告知*	他の保険契約等
がん補償	★	★	★	★

※★が付された事項は告知事項となります。

*新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

●がん補償の「告知」(健康状態告知書)について

健康状態等は正しくお知らせください。過去に病気やケガをされたことがある方等でも、ご加入内容を制限してお引受けできる場合があります。

①告知義務について(ご加入時にお知らせいただくこと)

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、健康状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたこと等を告知された場合

お引受けについて、告知の内容から、以下のAまたはBいずれかの決定とさせていただきます。

A お引受けさせていただきます。

B 今回のお引受けはお断りさせていただきます。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*1から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*2。

・責任開始日*1から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

・ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*3(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります)。

*1 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知された保険契約の支払責任の開始日をいいます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*3 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

(前記以外で、保険金をお支払いできない場合)

なお、前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消し等となる場合があります。

(新たな保険契約へお乗換えされる場合)

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご確認ください。

a.現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項

・多くの場合、返れ金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご加入後短時間で解約されたときの返れ金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

b.新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等により、お断りをする場合があります。

・新たにご加入の保険契約の掛金については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なる場合があります。

・一般の契約と同様に告知義務があります。新たにご加入の保険契約の場合は「新たな保険契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たなご加入に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。よって、告知が必要な過去に病気やケガ等がある場合は、新たにお引受けができなかったり、その告知をされたために前記のとおり解除・取消し等となったり、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った病気に対しては、保険金が支払われない場合があります。現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えて新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります。(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するががんの補償のない期間が発生します。)

④告知内容の確認について

ご加入後、保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

●その他ご加入後の変更等のご連絡について

事故が発生した場合には、直ちに(30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

9 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故発生の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

10 補償の重複に関するご注意

保険の対象となる方やそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分にご確認ください。

11 満期を迎えるとき

●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合について

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる内容で更新されることや補償の更新のお取扱いを行えないことがあります。

●更新後契約の掛金について

掛金は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の掛金は、更新前の掛金と異なることがあります。

12 満期返れい金・契約者配当金について

- 満期返れい金・契約者配当金はありません。

13 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社にご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効となります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
 - ・がん補償について、以下に該当する事由がある場合
- この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- 保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が弊社とのこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由を生じた場合
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺の行為があった場合 等

14 その他ご加入時にご注意いただきたいこと

- ①加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管をご利用ください。
- ②弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ③この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。
- ④現在のご加入を満期日を待たずに解約され、新たにご加入されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。
 - ・返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
 - ・新たにご加入の保険契約は、現在の保険契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
 - ・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等によりお断りする場合があります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社とご間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 (通話料有料) PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)

II ご加入後にご注意いただきたいこと

1 保険の対象となる方からのお申し出による解約について

保険の対象となる方からのお申し出によりその保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細についてはパンフレット等記載のお問い合わせ先まで問合せ下さい。また、本内容については、保険の対象となる皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

2 事故が起こったとき

- ①事故が発生した場合には、直ちに(30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ②保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。なお、からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標準等の提出を求めることがあります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人または保険の対象であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ③保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ④保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

3 ご加入後の変更

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。加入内容変更をいただけてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先担当者へ、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下記のとおりとなります。

基本補償	経営破綻した場合等のお取扱い
がん補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回る場合があります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

東京海上日動のホームページのご案内 <http://www.tokimarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

0120-119-110 携帯電話のアドレス帳登録はこちら

受付時間：24時間365日 事故は119番・110番 (「A」行に登録できます)



ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく略農が共済制度(団体生活総合保険)がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

- 1. 以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
 - 保険金をお支払いする主な場合
 - 保険金額、免責金額(自己負担額)
 - 保険期間
 - 掛金・掛金払込方法
 - 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、右記の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

確認事項	確認内容
	<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢欄」、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
	<input checked="" type="checkbox"/> 「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。
	<input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?
	<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

- 3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいませましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種の契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

団体生活総合保険は一般社団法人全国酪農協会を契約者として団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人 全国酪農協会が有しています。